

令和6年度

君津市戸建て中古住宅取得補助事業

中古住宅の取得者に

最大 **70万円** の補助金を交付します
(中古住宅取得30万円＋加算条件40万円)

基礎補助 30万円

令和2年4月以降に

耐震性の有る戸建て中古住宅を取得し、
5年間定住する意思を有する方



加算補助 最大40万円 (各10万円)

- ① 空き家バンク登録物件を取得
- ② 転入、又は市内社宅・借家からの転居
- ③ 若者世帯、又は子育て世帯
- ④ 子育て世帯が親世帯と近居、又は同居



【お問い合わせ先】

君津市 建設部 建築課

TEL：0439-56-1621

君津市戸建て中古住宅取得補助事業

目的

市では、中古住宅の利活用を促進し、管理されない空き家の発生を抑制するため、自ら住むことを目的に市内に戸建て中古住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において取得費用の一部を補助します。

対象者

- ①令和2年4月1日以降に自ら居住するために市内に戸建て中古住宅を取得（契約締結及び所有権移転）し、かつ、その住宅に居住する者。
- ②取得した住宅に継続して5年以上定住する意思を有する者。

対象住宅

- ①自己の居住のための一戸建て住宅。
- ②改正建築基準法（昭和56年6月施行）の「新耐震基準」を満たす住宅。

補助金の額

住宅の取得に要した費用のうち、30万円を限度に補助金を交付します。

加算補助金の額

- ①から④の条件を満たす場合、それぞれにつき10万円を加算します。

（住宅の取得額を超えない範囲で）

- ① 君津市空き家バンクを利用し、取得した者
- ② 申請者が対象住宅への転入者、又は市内の社宅・借家からの転居者であるとき^{※1}
- ③ 申請者が若者世帯^{※2}、子育て世帯^{※3}のいずれか構成員であるとき
- ④ 申請者が子育て世帯の構成員であり、親世帯と近居^{※4}し、又は同居するとき

※1 1年以上経過した後の転入・転居

※2 世帯主及びその配偶者が共に40歳未満である世帯

※3 18歳に達した学年までの子どもとその親、又は妊婦とその配偶者からなる世帯

※4 半径2km以内

申請期間

- ・令和6年4月1日から令和7年1月31日まで

※注意事項＝受付は先着順で行い、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分までとなります。ただし、予算枠の上限に達した時点で受付を終了します。

申込み

- ・申請書に必要書類を添えて建築課へ提出してください。
- ・申請書は建築課窓口、又は、市のホームページからダウンロードできます。
- ・制度の詳細や補助の対象となる条件につきましては、市のホームページをご覧ください。建築課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

君津市 建設部 建築課

TEL：0439-56-1621